

議員定数等調査委員会報告書

令和3年度

目次

議員定数等調査委員会報告書本文

第1回委員会

- ・ 一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1
- ・ 集計表・3議会提案別の議席配分と現行定数・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料2
- ・ （八尾市議会案）大阪広域水道企業団議会の定数案について・・・・・・・・ 資料3
 - ・ // 資料 3-1
 - ・ // 資料 3-2
- ・ （大阪狭山市議会案）議席配分（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料4
 - ・ // 資料 4-1
- ・ （門真市議会案）議席配分（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料5
 - ・ // 資料 5-1
 - ・ // 資料 5-2
- ・ 団体別人口・給水量の実績・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料6

第2回委員会

- ・ 3議会（八尾、大阪狭山、門真）から示された具体的配分案に対する意見・ 資料7

議員全員協議会関係規定、確認事項

- ・ 議員定数等調査委員会における協議項目及び協議方法について・・・・・・・・ 資料8
- ・ 議員定数等調査委員会への出席要請 について・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料9
- ・ 大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程・・・・・・・・ 資料10

令和4年5月20日

大阪広域水道企業団議会

議長 浅岡正広様

議員定数等調査委員会

委員長 浅岡正広

報告書

本委員会における令和3年度の協議の結果を下記のとおり報告します。

記

1. 開会・協議の状況

○令和3年7月30日（金） 議員全員協議会

- 前期議会の議員定数等調査委員会（以下、定数委員会という）報告書を受け、令和3年度も引き続き「定数委員会」で協議を継続することを決定した。
- 「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」を、各議会から持ち寄り協議を行うことを決定。議員未選出団体にも定数委員会への出席と、提案を求めることを決定した。

○令和3年11月2日（火） 第1回定数委員会開催

- 「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」の集計結果報告、具体的提案のあった3議会（八尾市、大阪狭山市、門真市）の説明を受け、意見交換を行った。
- 具体的提案のあった3案について全議会が持ち帰ってそれぞれに対する意見等をアンケートで回答し集約することとなった。

○令和4年2月3日（木） 第2回定数委員会開催

- 3議会から提案のあった議席配分（案）に対する全議会の意見等のアンケート調査結果を報告し意見交換を行った。

区 分	○	△	-	無回答	定数
八尾市議会案	26	6	0	10	52人
大阪狭山市議会案	17	10	2	13	49人
門真市議会案	18	8	3	13	49人

※○賛成できる、△修正できれば賛成できる、-賛成することは難しい。

各案に対する具体的意見は、委員会報告書資料7を参照。

- 今期2回の定数委員会における協議の整理としては、一団体一議席に慎重な姿勢を示す堺市議会と、その他の議会との意見の一本化は困難であった。
- また、3議会から示された「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」についてもその内容まで踏み込んだ協議には至らなかった。
- 委員長から今後の進め方として次の2案を提示したが結論には至らなかった。
 - ① 2度の定数委員会での協議の内容を委員会報告書としてとりまとめ、来期の議会に申し送る。来期の議会において再開を協議。
 - ② 2度の定数委員会での協議の内容を委員会報告書としてとりまとめ、令和6年4月に8団体が統合されれば統合団体が半数となることから、議会運営に生じる影響を見定めて再開を協議。
- 今後の進め方として、委員長が堺市議会を訪問し定数委員会における協議状況の説明と堺市議会の状況について聴取の上、報告することとなった。

○令和4年2月9日（水） 委員長（議長）と堺市議会の正副議長との意見交換

- 企業団議会での協議の状況を説明し、堺市議会での再度の検討を依頼した。

○令和4年2月15日（火） （議員全員協議会）

- 委員長から堺市議会への訪問協議（2月9日）の結果を報告。

2. 結果（論点）

（1）3議会から示された、大規模団体にも配慮できる議席配分（案）に対する意見

《一団体一議席に慎重な堺市議会の意見》

- 3案はいずれも一票の格差が大きく、現状を変える理由とはなりえない。
- 議決権については、構成団体の利害を調整する運営協議会や首長会議で調整が終了した案しか議会に上程されないと考えることから、現状を変える理由とはなりえない。

《堺市議会以外の議会の意見》

- 一団体一議席を確保（堅持）することが必要。
- 一団体一議席が基本だが、合意ができるならば加配を拒むものではない。
- 合理的な根拠に基づく全ての構成団体が納得できる議席数の調整を求める。
- 一団体一議席は望ましいと考えるが議員定数の大幅な増への理解など課題がある。
- その他。

(2) 議員報酬と議会運営経費の見直し

- アンケート調査や協議の過程では「議会経費、議員報酬はこれまでの総額を上回らないこと」、「議場はホテル等での開催ではなく、可能な限り経費を抑えることが必要」などの意見があったが具体的な協議は行われなかった。

(3) 来期の議会への申し送り

- 堺市議会からの回答は、今任期中の6月末までには難しく今期の定数委員会の開催もまた難しいため、定数委員会の報告書をまとめ、来期以降の議会への申し送りとする。
- 来期以降の議会においては、堺市議会の検討結果を確認し、それを踏まえて定数に係る協議を行い結論を見出していただく。
併せて、議員報酬や会場費などの議会運営経費の見直しについても協議を進めていただく。
- 令和6年4月から新たに8団体が統合される予定であり、全構成団体の半数が統合団体となる。そのような環境のもとで、協議の到達点については、議会運営について生じる影響を見定め、必要に応じて、議会構成の在り方について結論を求めていただく。

一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）

【議員選出団体】

加配に関する
賛否

堺市	堺市議会では、議会の総意として1団体1議席はまともな現状では賛成できない。堺市としては議決権の公平性を担保する案はまともにくい。（7月30日議員全員協議会）	
豊中市	—	
池田市	—	
高槻市	—	
守口市	各議会、公平性の観点や意見の反映などから、1団体1議席を前提に、「議員定数等調査特別委員会」において、引き続き、御協議をお願い致したい。	—
枚方市	—	
茨木市	①構成団体の全ての議会、一団体に一議席を配分すべきである。 ②議会運営経費の増額については、議場は行政施設等を使用するなど、経費節減に努めるべきである。	—
八尾市	※別紙5を参照	○
泉佐野市	一団体一議席以上の選出議員とすることが望ましいと考えるが、受益等に応じた加配については今後別に議論していくことが必要と思われる。	○
富田林市	—	
寝屋川市	すべての構成団体に議席を配分することが必要である。その場合、総定数の増加を最小限とするため、一団体一議席とすべきである。 ただし、格差是正のために大規模団体に配慮した議席配分が必要との意見があれば、定数増に伴う議会運営の増加による企業団の事業運営への影響等の検証を行いつつ、その可否を検討することは否定しない。	○
河内長野市	本市議会といたしましては、昨年9月にご回答いたしました「大阪広域水道企業団議会「議員定数」に関するアンケート調査票」に記載した内容と基本的な考えに変更ございません。 （昨年回答した内容） ○ 構成団体全ての議会に議席を配分すべきである。 ○ 水道事業の統合が、42市町村中14市町村となる中で、これまで以上に地域実状を議会に反映させることが重要になって来ます。その意味でも構成団体全ての選出議員で構成された議会でも議論することが必要だと考えます。 ○ 定数配分の考えについては、定数増を最小限に抑えよとの観点から、構成団体全てで1議席の42議席とすることが最良だと考えますが、最終的に全会一致が図られるならば、特に多い人口や受水量を持つ市を考慮した定数配分も了とするものです。 ○ 定数増による議会運営経費については、①議員報酬はこれまでの総額を上回らないこと②議場はホテル等での開催ではなく、可能な限り経費を抑えることが必要だと考えます。	○
大東市	—	
和泉市	1. 全ての参加団体の意見を確実に企業団議会に届けるため、一団体一議席という以前からの考えは踏襲したまま、今後前進するために検討する。 2. 人口格差による議決権の公平性を確保するため、各市町村の人口規模に応じた議席数とする。そのことにより議員数が増えることについては、報酬を無報酬とすること、交通費についても各市町村で負担することも考える。	○
箕面市	—	
羽曳野市	—	
摂津市	—	
高石市	—	
藤井寺市	構成団体全ての議会に議席を配分すべきと考える。その考え方としては、意見を発言できる機会として、一団体一議席は必要と考える。また、定数増による総経費の増加については避けるべきであると考えている。	—
泉南市	—	
四條畷市	—	
交野市	—	
大阪狭山市	※別紙6を参照	○
阪南市	1. 企業団への統合団体が増加している一方で、水道料金体系は統一化されない現状を踏まえ、今後、水道料金の見直し時に当該団体に議席の配分が難しくなることが懸念されることから一団体一議席以上を原則とする。 2. 公平性の観点から、大規模団体に人口に応じた議席の加配を考慮する。但し、議会運営費の過大な増額とならないよう議員定数は上限を定め、その定数内で人口割合に応じて加配を検討する。 3. 議員定数増による議会運営費の増額分については、議会の会場の見直し及び通知や報告等の電子化を推進し経費節減になるよう努めること。	○
島本町	島本町議会としては、昨年のアンケート調査時と変わらず、発言や意思表示の権利の重要性、公平性の観点から、構成団体すべての選出議員で構成された議会でも議論する環境が必要と考えている。そのため、一団体一議席を最低限のスタートラインとしたうえで議論を進める必要があり、大規模団体への配慮については、本町の現状から議席配分（案）を提出する段階にはないものの、今後の課題であると認識している。	○
豊能町	—	
忠岡町	—	
熊取町	—	
岬町	大阪広域水道企業団を構成するすべての団体から1名の議員を派遣すべきである。 予算については現予算内で人数割りをするか、各議会から派遣されているのであるから無報酬でも良いのではと考える。	—

河 南 町	一団体一議席42議席（構成団体42団体）を基礎とし、大規模団体（人口・給水量）には比例配分により加配をするという対応が望ましいと考えます。 議会運営経費については、定数増による議員報酬総額は増額となりますが、報酬等の見直しにより抑制を図ればよいと考えます。	○
千早赤阪村	一団体一議席を基本とし、大規模団体の議席については人口や給水量を考慮し配分する。 ただし、単に比例配分し議席数が多すぎるのも良くないので上限を設け検討されてはと考えます。	○

【議員未選出団体】

加配に関する
賛否

岸和田市	—	
吹田市	人口や受水量が多い構成団体には、それ相応の議員定数を割り当てるべきとの意見もありますが、本市議会は、一団体に一議席を配分すべきであると考えます。 その理由として、一構成団体の意思や意見は当然一つであり、意思や意見を示すには一議席で十分であることのほか、首長会議では一団体に一人の首長で会議運営に特に支障がないのであれば、議会も同様に、一団体に一議席で支障はないものとするからです。 一団体に一議席とすると、どのような場合に大規模団体が不利益となるのか、危惧されることを具体的に例示していただければ、その解決策について、共に検討してまいりたいと考えております。	□
泉大津市	本市議会では、一団体一議席の考え方を維持いたします。ただし、現時点においては、当該議席配分に関する案について、議論しておりません。 今後、大規模団体へも配慮した議席配分になるよう、議論されることを希望し、本市議会もそれに沿った考え方を提示いたします。	○
貝塚市	—	
松原市	一団体一議席は必ず確保するとともに、公平性の観点から、人口や受水量を踏まえた大規模団体については、複数の議席を有することも可であると考えます。（但し、議員定数があまりにも増えることがないように留意する必要であると考えます。）	○
柏原市	—	
門真市	※別紙7を参照	○
東大阪市	令和2年8月28日付け「議員定数等調査委員会会議概要等の送付及びアンケート調査の実施について（依頼）」について、本市議会において回答した令和企業団議会の議員定数について、構成団体全ての議会に議席を配分すべきであることを前提にした考え方については、前同様、各自治体では、首長と議会は両輪であり、議案の審議で各自治体の立場からの考えを主張できる。特に、受水量の多い自治体議員が不在又は1議席というのは公平性を欠くと言っても過言ではなく、受水量に応じた議席数の配分が必要と考える。 決定事項においては当議会の議論の内容や決定までの経緯等に参加しておくことで、各議会で審議するものがあつた際に、その内容を詳細に報告することができる。 経費については、会議の際の会場を経費がかからない場所を選ぶ等、最大に削減可能な努力を行なう。その上で、議員報酬についても検討する。	○
能勢町	—	
田尻町	—	
太子町	1. 議員定数に対する考え 令和2年度におこなわれた「アンケート」の回答と変わりはありません。引き続き「一団体一議席」を求めます。 2. この間の経緯を踏まえての考え 42団体中、40団体までが「一団体一議席」に同意しています。この同意を大切に、反対する残り2団体の懸念を払しょくするための議論を求めます。 ・加配を認める 工業用水もあり、人口が大きい自治体については、定数加配を認める。 ・経費について議論する 「交通費以外の議員報酬は無支給」「定数が増えても現在の議員報酬内に収める」など運営経費についても現行内で収めるよう検討する。 以上、長年にわたっての懸案事項が、全会一致での解決に、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。	○

総回答数 20議会（うち、具体的配分案の提示 3議会）

大規模団体に対する加配の考え方

- 加配については必要と認識（含む、議論を進めるべき） 15議会
- 慎重に議論するべき 1議会
- 加配については未回答 4議会

集計表 3 議会提案別の議席配分と現行定数

ブロック名	団体名 ☆は中核市	現行定数/人口方式/一票の格差								
		29人 ブロック枠 B			4人 優先 枠 C	各団体 議席数 D B+C	総定数 33人に 占める 割合 D÷33	人口 (人)	1議席 あたりの 人口 (人)	一票 の 格差
		(人)	(%)	(人)						
政令市	堺市	3	10.3	3		3	9.1	839,310	279,770	31.7
北大阪	豊中市 ☆	6	20.7	0.86	0.86	2.6	395,479	459,859	52.2	
	池田市			0.86	0.86	2.6	103,069	119,848	13.6	
	吹田市 ☆			0.86	0.86	2.6	374,468	435,428	49.4	
	高槻市 ☆			0.86	0.86	2.6	351,829	409,103	46.4	
	茨木市 ☆			0.86	0.86	2.6	280,033	325,620	36.9	
	箕面市			0.86	0.86	2.6	133,411	155,129	17.6	
	摂津市			0.86	0.86	2.6	85,007	98,845	11.2	
東部大阪	守口市	7	24.1	0.78	0.78	2.4	143,042	183,387	20.8	
	枚方市 ☆			0.78	0.78	2.4	404,152	518,144	58.8	
	八尾市 ☆			0.78	0.78	2.4	268,800	344,615	39.1	
	寝屋川市☆			0.78	0.78	2.4	237,518	304,510	34.5	
	大東市			0.78	0.78	2.4	123,217	157,971	17.9	
	門真市			0.78	0.78	2.4	123,576	158,431	18.0	
	東大阪市 ☆			0.78	0.78	2.4	502,784	644,595	73.1	
	四條畷市			0.78	0.31	1.09	56,075	51,445	5.8	
	交野市			0.78	0.78	2.4	76,435	97,994	11.1	
河南	富田林市	5	17.2	0.71	0.71	2.2	113,984	160,541	18.2	
	河内長野市			0.71	0.71	2.2	106,987	150,686	17.1	
	松原市			0.71	0.71	2.2	120,750	170,070	19.3	
	柏原市			0.71	0.71	2.2	71,112	100,158	11.4	
	羽曳野市			0.71	0.71	2.2	112,683	158,708	18.0	
	藤井寺市			0.71	0.31	1.02	65,438	64,155	7.3	
	大阪狭山市			0.71	0.31	1.02	57,792	56,659	6.4	
	岸和田市			0.63	0.63	1.9	194,911	309,383	35.1	
阪南	泉大津市	5	17.2	0.63	0.63	1.9	75,897	120,471	13.7	
	貝塚市			0.63	0.63	1.9	88,694	140,784	16.0	
	泉佐野市			0.63	0.63	1.9	100,966	160,263	18.2	
	和泉市			0.63	0.63	1.9	186,109	295,411	33.5	
	高石市			0.63	0.63	1.9	56,529	89,729	10.2	
	泉南市			0.63	0.31	0.94	62,438	66,423	7.5	
	阪南市			0.63	0.31	0.94	54,276	57,740	6.5	
	町村			島本町	3	10.3	0.30	0.30	0.9	29,983
豊能町		0.30	0.31	0.61			19,934	32,679	3.7	
能勢町		0.30	0.30	0.9			10,256	34,187	3.9	
忠岡町		0.30	0.31	0.61			17,298	28,357	3.2	
熊取町		0.30	0.31	0.61			44,435	72,844	8.3	
田尻町		0.30	0.31	0.61			8,417	13,798	1.6	
岬町		0.30	0.31	0.61			15,938	26,128	3.0	
河南町		0.30	0.31	0.61			16,126	26,436	3.0	
太子町		0.30	0.31	0.61			13,748	22,538	2.6	
千早赤阪村		0.30	0.31	0.61			5,378	8,816	1.0	
計		29	100.0	29			4	33	100.0	6,148,284

別紙5				
八尾市議会（案）				
各団体 議席数	総定数52人 に占める 割合	人口	1議席 あたりの 人口	一票 の 格差
(人)	(%)	(人)	(人)	
5	9.6	839,310	167,862	31.2
2	3.8	395,479	197,740	36.8
1	1.9	103,069	103,069	19.2
2	3.8	374,468	187,234	34.8
2	3.8	351,829	175,915	32.7
1	1.9	280,033	280,033	52.1
1	1.9	133,411	133,411	24.8
1	1.9	85,007	85,007	15.8
1	1.9	143,042	143,042	26.6
2	3.8	404,152	202,076	37.6
1	1.9	268,800	268,800	50.0
1	1.9	237,518	237,518	44.2
1	1.9	123,217	123,217	22.9
1	1.9	123,576	123,576	23.0
2	3.8	502,784	251,392	46.7
1	1.9	56,075	56,075	10.4
1	1.9	76,435	76,435	14.2
1	1.9	113,984	113,984	21.2
1	1.9	106,987	106,987	19.9
1	1.9	120,750	120,750	22.5
1	1.9	71,112	71,112	13.2
1	1.9	112,683	112,683	21.0
1	1.9	65,438	65,438	12.2
1	1.9	57,792	57,792	10.7
1	1.9	194,911	194,911	36.2
1	1.9	75,897	75,897	14.1
1	1.9	88,694	88,694	16.5
1	1.9	100,966	100,966	18.8
1	1.9	186,109	186,109	34.6
2	3.8	56,529	28,265	5.3
1	1.9	62,438	62,438	11.6
1	1.9	54,276	54,276	10.1
1	1.9	29,983	29,983	5.6
1	1.9	19,934	19,934	3.7
1	1.9	10,256	10,256	1.9
1	1.9	17,298	17,298	3.2
1	1.9	44,435	44,435	8.3
1	1.9	8,417	8,417	1.6
1	1.9	15,938	15,938	3.0
1	1.9	16,126	16,126	3.0
1	1.9	13,748	13,748	2.6
1	1.9	5,378	5,378	1.0
52	100.0	6,148,284		

別紙6				
大阪狭山市議会（案）				
各団体 議席数	総定数49人 に占める 割合	人口	1議席 あたりの 人口	一票 の 格差
(人)	(%)	(人)	(人)	
4	8.2	839,310	209,828	39.0
2	4.1	395,479	197,740	36.8
1	2.0	103,069	103,069	19.2
1	2.0	374,468	374,468	69.6
1	2.0	351,829	351,829	65.4
1	2.0	280,033	280,033	52.1
1	2.0	133,411	133,411	24.8
1	2.0	85,007	85,007	15.8
1	2.0	143,042	143,042	26.6
1	2.0	404,152	404,152	75.1
2	4.1	268,800	134,400	25.0
1	2.0	237,518	237,518	44.2
1	2.0	123,217	123,217	22.9
1	2.0	123,576	123,576	23.0
3	6.1	502,784	167,595	31.2
1	2.0	56,075	56,075	10.4
1	2.0	76,435	76,435	14.2
1	2.0	113,984	113,984	21.2
1	2.0	106,987	106,987	19.9
1	2.0	120,750	120,750	22.5
1	2.0	71,112	71,112	13.2
1	2.0	112,683	112,683	21.0
1	2.0	65,438	65,438	12.2
1	2.0	57,792	57,792	10.7
1	2.0	194,911	194,911	36.2
1	2.0	75,897	75,897	14.1
1	2.0	88,694	88,694	16.5
1	2.0	100,966	100,966	18.8
1	2.0	186,109	186,109	34.6
1	2.0	56,529	56,529	10.5
1	2.0	62,438	62,438	11.6
1	2.0	54,276	54,276	10.1
1	2.0	29,983	29,983	5.6
1	2.0	19,934	19,934	3.7
1	2.0	10,256	10,256	1.9
1	2.0	17,298	17,298	3.2
1	2.0	44,435	44,435	8.3
1	2.0	8,417	8,417	1.6
1	2.0	15,938	15,938	3.0
1	2.0	16,126	16,126	3.0
1	2.0	13,748	13,748	2.6
1	2.0	5,378	5,378	1.0
49	100.0	6,148,284		

別紙7				
門真市議会（案）				
各団体 議席数	総定数49人 に占める 割合	人口	1議席 あたりの 人口	一票 の 格差
(人)	(%)	(人)	(人)	
6	12.2	839,310	139,885	26.0
1	2.0	395,479	395,479	73.5
1	2.0	103,069	103,069	19.2
1	2.0	374,468	374,468	69.6
1	2.0	351,829	351,829	65.4
1	2.0	280,033	280,033	52.1
1	2.0	133,411	133,411	24.8
1	2.0	85,007	85,007	15.8
1	2.0	143,042	143,042	26.6
1	2.0	404,152	404,152	75.1
1	2.0	268,800	268,800	50.0
1	2.0	237,518	237,518	44.2
1	2.0	123,217	123,217	22.9
1	2.0	123,576	123,576	23.0
3	6.1	502,784	167,595	31.2
1	2.0	56,075	56,075	10.4
1	2.0	76,435	76,435	14.2
1	2.0	113,984	113,984	21.2
1	2.0	106,987	106,987	19.9
1	2.0	120,750	120,750	22.5
1	2.0	71,112	71,112	13.2
1	2.0	112,683	112,683	21.0
1	2.0	65,438	65,438	12.2
1	2.0	57,792	57,792	10.7
1	2.0	194,911	194,911	36.2
1	2.0	75,897	75,897	14.1
1	2.0	88,694	88,694	16.5
1	2.0	100,966	100,966	18.8
1	2.0	186,109	186,109	34.6
1	2.0	56,529	56,529	10.5
1	2.0	62,438	62,438	11.6
1	2.0	54,276	54,276	10.1
1	2.0	29,983	29,983	5.6
1	2.0	19,934	19,934	3.7
1	2.0	10,256	10,256	1.9
1	2.0	17,298	17,298	3.2
1	2.0	44,435	44,435	8.3
1	2.0	8,417	8,417	1.6
1	2.0	15,938	15,938	3.0
1	2.0	16,126	16,126	3.0
1	2.0	13,748	13,748	2.6
1	2.0	5,378	5,378	1.0
49	100.0	6,148,284		

令和3年8月29日
八尾市議会 坂本尚之

大阪広域水道企業団議会の定数案について

1 基本的な考え方

企業団議会の議決は、全構成団体の住民に対し拘束力を有するものであり、現時点では、未選出議会議員を除く議員の意思によりなされていることから、未選出議会の住民は、議員を通じてその意思表示をすることができず、民主的手続として、瑕疵あるものと言わざるを得ない。

そのため、各構成団体に最低1議席を与えることにより、上記瑕疵を治癒する必要がある。

一方で、各市町村は、人口、用水供給量、工水供給量に大きな差があり、各構成団体を等しく1議席とすることは、いわゆる1票の格差の問題と同様、民主的とはいえない。

また、議会経費の抑制という観点から、議員定数を大幅に増加させることも住民理解を得ることができない。

以上のような観点から、以下、議員数の上限、考慮すべき事項を検討し、本市議会の考える定数案を示す。

2 議員数の上限

本議会は、もともと大阪府議会であったことから、大阪府議会議員のうち、大阪市以外の地域から選出された議員の定数が、本議会の議員定数の上限と考える。

現時点で、大阪府議会議員の定数は88であり、そのうち大阪市を選挙区とする議員の定数は27であるから、本議会の議員定数の上限を61とする。

3 考慮すべき要素

人口を定数配分の基本要素とし、用水供給量、工水供給量を調整的な定数配分の要素とすることが、選挙によって選ばれる議員としてふさわしいものと考えられる。

まず、基本要素である人口についてみると、各市町村に最低1議席を与えるためには、ある係数で人口を除し、その余りを切上げすることになる。参考と

して、10万人から45万人まで、5万人ピッチで計算した表が、別紙1左表である。除数が小さいほど公平性を反映するものの、議員定数が多くなる。そして、議員定数の上限を61としたことから、最低除数は20万人となる。

本市としては、公平性の確保、議員定数、定数の逡減の程度等を勘案し、30万人単位で除した計数が妥当と考える。

次に、用水供給量は、各市町村によって大きなばらつきがあるが、1人当たりの用水供給量は、80.2立方メートルであり、自己水を持たない、あるいは、わずかしかない市町村の平均である約100立方メートルと大差がない(別紙1右表)。すなわち、用水供給量を考慮要素とすることは、基本要素である人口を2重に評価する(用水供給量は、人口要素によって評価されている)と考えることから、調整要素としない。

次に、工水供給量は、堺市及び高石市の2市で全体の約75%を使用していることから、調整数として、堺市に2、高石市に1の議席を配分する。

4 結果

以上の検討の結果、議員の総数は52となり、その内訳は、別紙2左表のとおりである。

なお、議会内での議決権占有率(議決権÷議決権総数)は、現在の定数33では、堺市が9.09%、他の市町村が3.03%である。そして、本定数案による議決権占有率は、堺市が9.62%、豊中市等の2議席の市が3.85%、その他の市町村が1.92%となり、多くの自治体の占有率は下がるものの、大規模人口市の占有率は上昇し、現在よりも、1議席の格差は改善されるものとなる(別紙2右表)。

5 その他

本定数案は、人口を基本要素としているところ、人口は増減するものであることから、たとえば国勢調査の結果を踏まえ、不断の見直しが必要と考える。また、工水供給量について大幅な増減があった場合、大阪府議会議員の定数見直しがあった場合も、上記考えに基づき、企業団議会の定数について、再確認・再検討が必要である。

なお、議会経費については、日当では、全廃、半減あるいは4割減(現議席 $33 \div$ 本定数案議席 $52 = 0.63$)を併せて検討すべきである。会議費は、現在のホテル会場から、企業団施設の会議室・見学者室等への変更も検討し、削減を図ることについて議論すべきである。

以 上

議員定数(案)

ブロック	団体名	人口要素	工水	合計
政令市	堺市	3	2	5
北大阪	豊中市	2		2
	池田市	1		1
	吹田市	2		2
	高槻市	2		2
	茨木市	1		1
	箕面市	1		1
	摂津市	1		1
東部大阪	守口市	1		1
	枚方市	2		2
	八尾市	1		1
	寝屋川市	1		1
	大東市	1		1
	門真市	1		1
	東大阪市	2		2
	四條畷市	1		1
交野市	1		1	
河南	富田林市	1		1
	河内長野市	1		1
	松原市	1		1
	柏原市	1		1
	羽曳野市	1		1
	藤井寺市	1		1
	大阪狭山市	1		1
阪南	岸和田市	1		1
	泉大津市	1		1
	貝塚市	1		1
	泉佐野市	1		1
	和泉市	1		1
	高石市	1	1	2
	泉南市	1		1
	阪南市	1		1
町村	島本町	1		1
	豊能町	1		1
	能勢町	1		1
	忠岡町	1		1
	熊取町	1		1
	田尻町	1		1
	岬町	1		1
	河南町	1		1
	太子町	1		1
	千早赤阪村	1		1
合計		49	3	52

議決権占有率

ブロック	団体名	R3議席(定)	現在占有率	定数(案)議席	定数(案)占有率
政令市	堺市	3	9.09%	5	9.62%
北大阪	豊中市	1	3.03%	2	3.85%
	池田市	1	3.03%	1	1.92%
	吹田市	未選出(1)	3.03%	2	3.85%
	高槻市	1	3.03%	2	3.85%
	茨木市	1	3.03%	1	1.92%
	箕面市	1	3.03%	1	1.92%
	摂津市	1	3.03%	1	1.92%
東部大阪	守口市	1	3.03%	1	1.92%
	枚方市	1	3.03%	2	3.85%
	八尾市	1	3.03%	1	1.92%
	寝屋川市	1	3.03%	1	1.92%
	大東市	1	3.03%	1	1.92%
	門真市	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	東大阪市	未選出(1)	3.03%	2	3.85%
	四條畷市	1	3.03%	1	1.92%
交野市	1	3.03%	1	1.92%	
河南	富田林市	1	3.03%	1	1.92%
	河内長野市	1	3.03%	1	1.92%
	松原市	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	柏原市	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	羽曳野市	1	3.03%	1	1.92%
	藤井寺市	1	3.03%	1	1.92%
	大阪狭山市	1	3.03%	1	1.92%
阪南	岸和田市	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	泉大津市	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	貝塚市	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	泉佐野市	1	3.03%	1	1.92%
	和泉市	1	3.03%	1	1.92%
	高石市	1	3.03%	2	3.85%
	泉南市	1	3.03%	1	1.92%
	阪南市	1	3.03%	1	1.92%
町村	島本町	1	3.03%	1	1.92%
	豊能町	1	3.03%	1	1.92%
	能勢町	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	忠岡町	1	3.03%	1	1.92%
	熊取町	1	3.03%	1	1.92%
	田尻町	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	岬町	1	3.03%	1	1.92%
	河南町	1	3.03%	1	1.92%
	太子町	未選出(1)	3.03%	1	1.92%
	千早赤阪村	1	3.03%	1	1.92%
合計		33		52	100.00%

「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」
(大阪狭山市議会案)

加配の方法

- 1 人口、用水供給事業の年間給水量及び工業用水供給事業の年間給水量それぞれの最も多い団体に1人を加える。
- 2 次の項目ごとに、町村（島本町・豊能町・能勢町・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町・河南町・太子町・千早赤阪村）を合計し、これらの合計値と各団体（前項の最も多い団体及び町村を除く。）の値との割合を算出する。
それぞれ算出した割合に応じて0.5人を付与し、次の項目の合計が2.0人の場合は2人、1.5人の場合は1人、1.0人以下の場合は0人とする。
 - ① 人口 2以上
(各市人口÷町村の合計人口)
 - ② 用水供給事業の年間給水量 2以上
(各市用水供給事業の年間給水量÷町村の用水供給事業の年間給水量の合計)
 - ③ 工業用水供給事業の年間給水量 2以上
(各市工業用水供給事業の年間給水量÷町村の工業用水供給事業の年間給水量の合計)
 - ④ 人口1人当たりの用水供給事業の年間給水量 1以上
(各市用水供給事業の年間給水量÷各市人口) ÷ (町村の用水供給事業の年間給水量の合計÷町村の合計人口)

※町村を合計とすることについて

小規模な団体に対しても「1団体1議席」の原則を堅持するうえで、最も小規模な団体を基準として捉えた場合、大規模な団体との格差や不均衡を助長するおそれがある。

このため、「市」との比較においては「町村」を1つと捉え、これを基準として「加配」の検討を行うものである。したがって、「町村」は、加配の対象としない。

議席配分案（団体別人口・給水量の実績に基づく）

ブロック	団体名	人 口		用水供給事業		工業用水供給事業	
		市町村別人口	構成比	年間給水量	構成比	年間給水量 (基本水量)	構成比
町村	島本町	29,983	0.5	328,580	0.1		
	豊能町	19,934	0.3	1,521,235	0.3		
	能勢町	10,256	0.2	1,012,250	0.2		
	忠岡町	17,298	0.3	2,051,566	0.4	1,190,960	0.7
	熊取町	44,435	0.7	4,774,460	0.9		
	田尻町	8,417	0.1	1,130,304	0.2	156,585	0.1
	岬町	15,938	0.3	1,537,880	0.3		
	河南町	16,126	0.3	1,791,785	0.3		
	太子町	13,748	0.2	455,510	0.1		
千早赤阪村	5,378	0.1	177,384	0.0			
合計	181,513	3.0	14,780,954	2.9	1,347,545	0.8	

1人当たり 81.4

ブロック	団体名	人 口		用水供給事業		工業用水供給事業		人口 1位	用水 供給 1位	工業 用水 1位	人口①	①に対 する配 分	用水供 給年間 水量②	②に対 する配 分	工業用 水供給 年間水 量③	③に対 する配 分	1人当 たり用 水供給 年間水 量④	④に対 する配 分	合計
		市町村別人口	構成比	年間給水量	構成比	年間給水量 (基本水量)	構成比												
政令市	堺市	839,310	13.7	94,913,154	18.3	79,508,170	47.6	1	1	1	4.6		6.4		59.0		1.3		3
東部大阪	東大阪市	502,784	8.2	52,982,120	10.2	4,565,096	2.7				2.7	0.5	3.5	0.5	3.3	0.5	1.2	0.5	2
北大阪	豊中市	395,479	6.4	38,229,976	7.4	1,211,746	0.7				2.1	0.5	2.5	0.5	0.8		1.1	0.5	1
東部大阪	八尾市	268,800	4.4	31,776,390	6.1	4,071,200	2.4				1.4		2.1	0.5	3.0	0.5	1.4	0.5	1
阪南	泉南市	62,438	1.0	7,516,863	1.5	266,450	0.2				0.3		0.5		0.1		1.4	0.5	0
阪南	阪南市	54,276	0.9	5,885,388	1.1						0.2		0.3		-		1.3	0.5	0
阪南	岸和田市	194,911	3.2	20,906,170	4.0	3,877,313	2.3				1.0		1.4		2.8	0.5	1.3	0.5	0
阪南	泉佐野市	100,966	1.6	11,272,557	2.2	1,486,680	0.9				0.5		0.7		1.1		1.3	0.5	0
阪南	高石市	56,529	0.9	5,459,581	1.1	43,997,380	26.3				0.3		0.3		32.6	0.5	1.1	0.5	0
阪南	泉大津市	75,897	1.2	6,599,370	1.3	3,974,876	2.4				0.4		0.4		2.9	0.5	1.0	0.5	0
阪南	和泉市	186,109	3.0	15,400,737	3.0	190,895	0.1				1.0		1.0		0.1		1.0	0.5	0
阪南	貝塚市	88,694	1.4	4,921,625	1.0	3,936,195	2.4				0.4		0.3		2.9	0.5	0.6		0
北大阪	茨木市	280,033	4.6	27,717,782	5.4	1,564,755	0.9				1.5		1.8		1.1		1.2	0.5	0
北大阪	箕面市	133,411	2.2	13,019,805	2.5						0.7		0.8		-		1.1	0.5	0
北大阪	摂津市	85,007	1.4	7,693,900	1.5	3,010,885	1.8				0.4		0.5		2.2	0.5	1.1	0.5	0
北大阪	吹田市	374,468	6.1	27,253,624	5.3	6,234,200	3.7				2.0	0.5	1.8		4.6	0.5	0.8		0
北大阪	高槻市	351,829	5.7	25,078,608	4.8	3,660,950	2.2				1.9		1.6		2.7	0.5	0.8		0
北大阪	池田市	103,069	1.7	528,390	0.1		0.0				0.5		0.0		-		0.0		0
東部大阪	門真市	123,576	2.0	13,556,160	2.6	2,199,855	1.3				0.6		0.9		1.6		1.3	0.5	0
東部大阪	大東市	123,217	2.0	13,125,980	2.5	291,270	0.2				0.6		0.8		0.2		1.3	0.5	0
東部大阪	四條畷市	56,075	0.9	5,854,760	1.1						0.3		0.3		-		1.2	0.5	0
東部大阪	寝屋川市	237,518	3.9	24,053,390	4.6	915,420	0.5				1.3		1.6		0.6		1.2	0.5	0
東部大阪	交野市	76,435	1.2	2,211,360	0.4						0.4		0.1		-		0.3		0
東部大阪	枚方市	404,152	6.6	6,198,670	1.2						2.2	0.5	0.4		-		0.1		0
東部大阪	守口市	143,042	2.3	739,340	0.1	409,165	0.2				0.7		0.0		0.3		0.0		0
河南	大阪狭山市	57,792	0.9	6,286,411	1.2						0.3		0.4		-		1.3	0.5	0
河南	松原市	120,750	2.0	12,093,528	2.3						0.6		0.8		-		1.2	0.5	0
河南	富田林市	113,984	1.9	6,820,990	1.3						0.6		0.4		-		0.7		0
河南	羽曳野市	112,683	1.8	5,707,103	1.1						0.6		0.3		-		0.6		0
河南	藤井寺市	65,438	1.1	3,693,542	0.7						0.3		0.2		-		0.6		0
河南	柏原市	71,112	1.2	2,369,420	0.5	292,000	0.2				0.3		0.1		0.2		0.4		0
河南	河内長野市	106,987	1.7	3,100,769	0.6						0.5		0.2		-		0.3		0
合計		5,966,771	97.0	502,967,463	97.1	165,664,501	99.2												

1人当たり 84.3

(注) 人口は平成27年国調。 年間給水量は令和2年度実績。

大阪広域水道企業団議会
議長 浅岡 正広 様

門真市議会議長 五味 聖二

「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」について

令和 3 年 8 月 5 日付けで依頼のありました「一団体一議席を前提に公平性の観点から、格差是正のために大規模団体にも配慮できる議席配分（案）」につきまして、門真市議会として以下のとおり提案させていただきます。

1. 議員定数に対する基本的考え

門真市議会としての大阪広域水道企業団議会の定数に対する基本的な考え方につきましては、令和 2 年 10 月のアンケートにもお答えしましたように、「構成団体全て 1 議席の 42 議席とすることが最良だと考えますが、最終的に全会一致が図れるならば、人口や受水量を考慮した定数配分も了とする」との考えに変わりはありません。

現状の議員定数は、全ての団体から議員を選出することができないこと、とりわけ今年度は大規模団体の東大阪市から議員を選出できていないという極めて「公平性」に欠ける現状があること、統合が進むごとに議席配分等の議論に無駄な時間が費やされていることは到底市民の理解を得ることができないことなど解決すべき多くの課題があること、現在 10 団体が令和 6 年度の事業統合を見据え協議中であり、来年 1 月にも覚書を締結する団体が想定される中で、スピード感をもって結論を見出すことが求められると考えます。

2. この間の経緯も踏まえた議席配分（案）

「一団体一議席を前提とした議員定数」については、平成 25 年 5 月臨時会で設置された議員定数等調査委員会が熱心に議論されましたが結論が見いだされず、その後統合団体が 14 団体となる中で、令和 2 年 8 月 18 日に再開された定数等調査委員会において改めて議論が行われ残念ながら結論が見いだされませんでした。しかし、「大規模団体にも配慮できる議席配分」について協議されることとなりました。

この課題については、平成 25 年 5 月臨時会で設置された議員定数等調査委員会において、報酬や会場費等についても合わせて具体的に議論された経緯があり、そこで出された案について改めて議論することで結論が見いだせるものと考えます。

よって、門真市議会としましては、現在の議員定数等と違いはあるものの、当時議論された「企業団議会構成案（議論再開に当たってのたたき台）」（別紙参照）を議席配分案として議論していただくことを提案いたします。

◆企業団議会構成案（議論再開に当たってのたたき台）

	現行	(たたき台) 各団体1人+事業割加算																										
定数	30人	49人																										
考え方	・受水量及び地域バランスを考慮し、下記のとおり選出	・各市町村から1名選出し、事業規模を考慮して大規模事業体に対して定数を加算																										
議席配分内訳	<p>【用水供給事業割】 8人 供給総量に対する各団体の受水量割合が5%毎に1人を当該団体から選出（※定数8人の範囲内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市 3人 ・東大阪市 2人 ・豊中市、高槻市、八尾市 1人 <p>【工業用水道事業割】 2人 給水量の特に多い2団体から各1人を選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市、高石市 1人 <p>【ブロック割】 20人 用水供給事業割、工業用水道事業割に基づく選出団体を除き、選出周期を考慮して、ブロック毎に下記のとおり選出（※選出方法は、市・町村議会議長の申し合わせにより決定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ブロック</th> <th>選出数/対象団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ブロック議員数</td> <td>北大阪</td> <td>3/5(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>東部大阪</td> <td>4/7(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>河南</td> <td>4/7(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>阪南</td> <td>4/7(1~2年周期)</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>3/10(3~4年周期)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の議員数に加え、残定数の2人を町村ブロックを除く4ブロックで輪番により1人ずつ選出(北大阪ブロック、東部大阪ブロック、河南ブロック、阪南ブロックの順)</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※複数選出団体 堺市4、東大阪市2</p> </div>		ブロック	選出数/対象団体数	ブロック議員数	北大阪	3/5(1~2年周期)	東部大阪	4/7(1~2年周期)	河南	4/7(1~2年周期)	阪南	4/7(1~2年周期)	町村	3/10(3~4年周期)	<p>【市町村割】 42人 各構成団体から各1人を選出</p> <p>【事業割加算分】 7人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市 5人 ・東大阪市 2人 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(算定の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市、東大阪市 <p>現行定数の「総定数に占める割合」を維持できるように総定数を増加させる。</p> <p>※堺、東大阪の議席配分割合</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>堺市</td> <td>4/30 = 13.3%</td> </tr> <tr> <td>東大阪市</td> <td>2/30 = 6.7%</td> </tr> <tr> <td>(計)</td> <td>20.0%</td> </tr> </table> <p>事業割加算 = 上記算定結果の定数 - 市町村割</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(積算根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配分割合を固定した場合の複数議席団体合計の必要議席数 $X \div (40 + X) = 20.0\%$ $X = 10$ <ul style="list-style-type: none"> ・複数議席団体のそれぞれの議席数 <table style="width: 100%;"> <tr> <td>堺市</td> <td>10 × (4/6) ≒ 6</td> </tr> <tr> <td>東大阪市</td> <td>10 × (2/6) ≒ 3</td> </tr> <tr> <td>(計)</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>※小数点以下切り捨て</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※複数選出団体 堺市6、東大阪市3</p> </div>	堺市	4/30 = 13.3%	東大阪市	2/30 = 6.7%	(計)	20.0%	堺市	10 × (4/6) ≒ 6	東大阪市	10 × (2/6) ≒ 3	(計)	9
		ブロック	選出数/対象団体数																									
ブロック議員数	北大阪	3/5(1~2年周期)																										
	東部大阪	4/7(1~2年周期)																										
	河南	4/7(1~2年周期)																										
	阪南	4/7(1~2年周期)																										
	町村	3/10(3~4年周期)																										
堺市	4/30 = 13.3%																											
東大阪市	2/30 = 6.7%																											
(計)	20.0%																											
堺市	10 × (4/6) ≒ 6																											
東大阪市	10 × (2/6) ≒ 3																											
(計)	9																											

議員報酬について（たたき台）

	現 行	た た き 台
定 数	30人	49人
報 酬 額	◎ 報酬額（日額） 議 長 15,000 円 副議長 14,000 円 議 員 13,000 円	◎ 報酬額（日額） 議 長 10,000 円 副議長 9,000 円 議 員 8,000 円 ※報酬額見直しにあたっての考え方 ・ <u>1日あたりの報酬総額を概ね現行どおりとなるよう報酬額を引き下げる</u> ・ 報酬額算出にあたっては、それぞれの職の報酬額に 30/49 を乗じて得た額を千円単位に切り上げる
会議 1 日あたりの報酬総額	<u>393,000 円</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 現行報酬額で定数が 49 人となった場合の 1日あたりの報酬総額： 640,000 円 </div>	<u>395,000 円</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 上記報酬額に見直すことで、現行報酬額時と 比べ 245,000 円の減額 </div>
そ の 他	【根拠法令】 大阪広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	<u>議員報酬改定手続き</u> <u>規約改正後に左記条例の改正が必要（議員提案議案として本会議に提出）</u>

団体別人口・給水量の実績

委員会報告書 資料6

ブロック	団体名	人 口		用水供給事業		工業用水供給事業	
		市町村別人口	構成比 %	年間給水量 m ³	構成比 %	年間給水量 (基本水量)m ³	構成比 %
政令市	堺市	839,310	13.7	94,913,154	18.3	79,508,170	47.6
北大阪	豊中市	395,479	6.4	38,229,976	7.4	1,211,746	0.7
	池田市	103,069	1.7	528,390	0.1		0.0
	吹田市	374,468	6.1	27,253,624	5.3	6,234,200	3.7
	高槻市	351,829	5.7	25,078,608	4.8	3,660,950	2.2
	茨木市	280,033	4.6	27,717,782	5.4	1,564,755	0.9
	箕面市	133,411	2.2	13,019,805	2.5		
	摂津市	85,007	1.4	7,693,900	1.5	3,010,885	1.8
東部大阪	守口市	143,042	2.3	739,340	0.1	409,165	0.2
	枚方市	404,152	6.6	6,198,670	1.2		
	八尾市	268,800	4.4	31,776,390	6.1	4,071,200	2.4
	寝屋川市	237,518	3.9	24,053,390	4.6	915,420	0.5
	大東市	123,217	2.0	13,125,980	2.5	291,270	0.2
	門真市	123,576	2.0	13,556,160	2.6	2,199,855	1.3
	東大阪市	502,784	8.2	52,982,120	10.2	4,565,096	2.7
	四條畷市	56,075	0.9	5,854,760	1.1		
交野市	76,435	1.2	2,211,360	0.4			
河南	富田林市	113,984	1.9	6,820,990	1.3		
	河内長野市	106,987	1.7	3,100,769	0.6		
	松原市	120,750	2.0	12,093,528	2.3		
	柏原市	71,112	1.2	2,369,420	0.5	292,000	0.2
	羽曳野市	112,683	1.8	5,707,103	1.1		
	藤井寺市	65,438	1.1	3,693,542	0.7		
	大阪狭山市	57,792	0.9	6,286,411	1.2		
阪南	岸和田市	194,911	3.2	20,906,170	4.0	3,877,313	2.3
	泉大津市	75,897	1.2	6,599,370	1.3	3,974,876	2.4
	貝塚市	88,694	1.4	4,921,625	1.0	3,936,195	2.4
	泉佐野市	100,966	1.6	11,272,557	2.2	1,486,680	0.9
	和泉市	186,109	3.0	15,400,737	3.0	190,895	0.1
	高石市	56,529	0.9	5,459,581	1.1	43,997,380	26.3
	泉南市	62,438	1.0	7,516,863	1.5	266,450	0.2
	阪南市	54,276	0.9	5,885,388	1.1		
町村	島本町	29,983	0.5	328,580	0.1		
	豊能町	19,934	0.3	1,521,235	0.3		
	能勢町	10,256	0.2	1,012,250	0.2		
	忠岡町	17,298	0.3	2,051,566	0.4	1,190,960	0.7
	熊取町	44,435	0.7	4,774,460	0.9		
	田尻町	8,417	0.1	1,130,304	0.2	156,585	0.1
	岬町	15,938	0.3	1,537,880	0.3		
	河南町	16,126	0.3	1,791,785	0.3		
	太子町	13,748	0.2	455,510	0.1		
	千早赤阪村	5,378	0.1	177,384	0.0		
合計	6,148,284	100.0	517,748,417	100.0	167,012,046	100.0	
令和2年度給水収益(千円) (構成比 %)			35,575,258 (84.5)		6,545,552 (15.5)		

(注) 人口は平成27年国調。年間給水量は令和2年度実績。

3議会（八尾、大阪狭山、門真）から示された具体的配分案に対する意見

区分	八尾市議会（案）		大阪狭山市議会（案）		門真市議会（案）	
	○△-		○△-		○△-	
集計結果	○ 26	- 0	○ 17	- 2	○ 18	- 3
案に対する考え方	△ 6	評価無し 10	△ 10	評価無し 13	△ 8	評価無し 13

※ ○賛成できる、△修正できれば賛成できる、-賛成することは難しい。

【議員選出団体】

堺市	<p>「1団体1議席が必要な理由として、各自治体の意見が言えないという意見があった。これについては全員協議会の中で未選出議員がある自治体の意見も言えるように変えてきた。また、議決権が必要との意見には、議決権は公平性を担保する必要があり、人口割にするか、使用している用水量によらざるを得ない。それを考えると非常に非現実的な数になってしまう。今回提示されたすべての案に共通するのは、1票の格差があまりにも多い為、現状を変える理由たり得ないとする。構成団体の利害にかかわる議案に対して、議決権を持たないのは問題とのご意見もあるが、本企業団には構成団体の利害調整を行う運営協議会や首長会議があり、すでにそれらを調整終了した議案しか議会には上程されないと考えることから、現行定数を変える理由たり得ないとする。」</p> <p>以上が本市議会の大勢を占める意見であるが、「長年にわたりこの議論が続いており、政令指定都市である堺市が一定の歩み寄りを行うことも重要である。3議会の提案のうち、大阪狭山市議会の案に賛成を表明する。」との意見や、「大阪府内の全ての自治体が議決権を持つことがふさわしいと考えると同時に、八尾市議会及び門真市議会の案にある本市の議席数であれば、限られた会派のみの選出となっている本市議会の課題を解消できる。」との意見もあった。</p>					
豊中市	<p>今回、3市からの具体的な提案が示されたことについて、市議会内で情報共有を行いました。その上で、豊中市議会として、以前お伝えしている意見に変更はなく、今回の3市からの提案についても意見はございません。（一団体一議席は望ましいと考えるものの、議員定数の大幅な増への理解など課題があると認識）今後の協議を見てまいりたいと考えています。</p>					
池田市	<p>1団体1議席には賛成であります。今回の3案に関して現段階で回答することは難しいと考えております。</p>					
高槻市	○	大阪広域水道企業団議会における経費抑制の観点から、本市における議席数は1議席でも妥当であるとする。	○		○	
守口市	<p>前回提案した議席配分（案）のとおり、各議会、公平性の観点や意見の反映などから1団体1議席が最も望ましいが、大規模団体に対する加配については、「議員定数等調査委員会」において協議されることに異論はない。</p>					
枚方市	<p>3つの案いずれも、慎重に検討された上でご提示いただいております。3市には心から敬意を表します。それぞれ尊重すべき内容であると受け止めています。枚方市議会としては、いずれの案であっても、大阪広域水道企業団議会として案がまとまるのであれば、異論はない考えです。</p>					
茨木市	<p>1団体1議席を原則とし、提示された加配案については現時点で判断するのは難しい。</p>					
八尾市	○	記載なし（提案の通り）	<p>本市議会（案）を提出しておりますので、他の2市議会（案）に対する意見については、回答を控えさせていただきます。</p>			
泉佐野市	○	議会経費や会議費については議論すべき。	△	加配については、堺市議会の考えが重要でどこで妥協ができるか？。	△	加配については、堺市議会の考えが重要でどこで妥協ができるか？。

富田林市	○	①一団体一議席の選出は長きにわたる議論の末に多くの議会で主張されてきたことで、本市としても譲れない条件のひとつである。 ②議員数の上限設定にあたり、大阪市を除く府議会議員の定数を超えない範囲（61以下）にするのは妥当であると考えられる。 ③人口配分で30万人をベースに除した配分は定数の公平性や定数配分のバランスを鑑み、妥当であると考えられる。特に30万人を超える中核市に2議席の配分がなされていることは良案である。 ④最終的に、工業用水供給分を調整数として、堺市2高石市1の配分を追加する考えも理解できる。 よって、本市としては定数52に賛成する。	△	①町村人口の総計と町村を除く団体との比較をベースにした考え方は良案である。 ②30万人を超える中核市（吹田市、高槻市、枚方市）の配分が1になっているが、定数配分の公平性やバランスから考えると、妥当性に欠けるものと思われる。そこで、上記3市の配分を2に修正すれば、定数は52となり、公平性などが図れると考えられる。	—	①大規模団体への配分は問題ないと思うが、中核市に対する配分について、配慮すべきであると考えられる。
寝屋川市	△	1団体1議席が良い。 ただし、本案でまとまる場合は、了承する。	△	加配は必要ないと判断する。 ただし、本案でまとまる場合は、了承する。	△	事業割加算分について、計7人とされているが、必要ないと判断する。 ただし、本案でまとまる場合は、了承する。
河内長野市	定数配分の考えについては、定数増を最小限に抑えよとの観点から、構成団体全てで1議席の42議席とすることが最良である。これを基本とし、最終的に全会一致が図られるならば、特に多い人口や受水量を持つ市を考慮した定数配分も了とする、との方針に変更ございません。なお、定数増による議会運営経費については、①議員報酬はこれまでの総額を上回らないこと②議場はホテル等での開催ではなく、可能な限り経費を抑えることが必要だと考えます。従って、上記方針に基づく「配分案」であれば、特に意見はございませんので、個別の各案に対する考え方についての回答はいたしません。					
大東市	配分案をご提案いただいた3議会には感謝を申し上げますが、現時点で判断するまでには至らなかった。また、一部では現行定数で問題が生じていないことから、そのままでも良いのではないかと意見もありました。しかし、すべての構成団体議会が「一団体一議席」という方向でまとまるのであれば、公平性の観点から人口や規模の大きい団体には「加配」は必要と考えています。					
和泉市	○	一団体一議席という以前からの考えは踏襲したまま、人口格差による議決権の公平性を確保するため、各市町村の人口規模に応じた議席数とする。そのことにより議員数が増えることについては、報酬を無報酬とすること、交通費についても各市町村で負担することも考える。	○	同左	○	同左
箕面市	○	最も公平性が高いと考えます。	○		○	
羽曳野市	○	議員報酬の考え方は、現行の報酬総額を上限とし、人数に応じて報酬額を算出すること	—	一票の格差の拡大が懸念されること	—	一票の格差の拡大が懸念されること
摂津市	○		○		○	
高石市	各案に対する考え方について、3議会で決められ提案いただいていることから、評価できる立場ではないと考える。しかしながら各案は、42議席をベースに加配案が示されているため、本市議会としては、一団体一議席を前提としつつ、一方、これをたたき台として全会一致が図られることを望む。					
藤井寺市	△	本市の考えとして、住民の意思表示を行える場として、各構成団体に最低1議席を付与する立場を堅持するとともに、報酬等についても予算の範囲内で執行していくことが妥当と考える。	—		△	本市の考えとして、住民の意思表示を行える場として、各構成団体に最低1議席を付与する立場を堅持するとともに、報酬等についても予算の範囲内で執行していくことが妥当と考える。
泉南市	1団体1議席を基本に、合理的な根拠に基づく全ての構成団体が納得できる議席数の調整を求める。					

四 條 畷 市	△	<p>【議員定数】 住民意思を反映するための各構成団体に最低1議席を確保したうえで、3市がご提案された「団体ごとの人口、用水供給量、工業用水供給量を勘案して加算する議員定数の基本的な考え方」に賛同する。</p> <p>【議会経費】 議員報酬日当の縮減については賛同するが、全廃については、他団体との整合や各市町村議会の意見等も踏まえたうえで、慎重に判断する必要があると考える。 議会や諸会議の会場をホテルにこだわらず、会議費の縮減を図ることについては賛同する。</p>	○	<p>【議員定数】 住民意思を反映するための各構成団体に最低1議席を確保したうえで、3市がご提案された「団体ごとの人口、用水供給量、工業用水供給量を勘案して加算する議員定数の基本的な考え方」に賛同する。</p>	○	<p>【議員定数】 住民意思を反映するための各構成団体に最低1議席を確保したうえで、3市がご提案された「団体ごとの人口、用水供給量、工業用水供給量を勘案して加算する議員定数の基本的な考え方」に賛同する。</p> <p>【議会経費】 定数改正後の議員報酬総額が現行と比較し、増とならない報酬日額単価の縮減については賛同する。</p>
交 野 市	○	<p>①一団体一議席は確保 ②議員報酬（議会費）の合計が増えない</p>				
大 阪 狭 山 市	○		○	定数については考慮する。	○	
阪 南 市	○	本市議会では、議場経費の削減など現行の経費内で賄えるのであれば、いずれの案にも賛成できる。ただし、優先順位については、現在、議員定数の見直しについて慎重な市議会がいずれかの案に賛同されたとき、その案が複数ある場合に限り改めて協議する。	○	本市議会では、議場経費の削減など現行の経費内で賄えるのであれば、いずれの案にも賛成できる。ただし、優先順位については、現在、議員定数の見直しについて慎重な市議会がいずれかの案に賛同されたとき、その案が複数ある場合に限り改めて協議する。	○	本市議会では、議場経費の削減など現行の経費内で賄えるのであれば、いずれの案にも賛成できる。ただし、優先順位については、現在、議員定数の見直しについて慎重な市議会がいずれかの案に賛同されたとき、その案が複数ある場合に限り改めて協議する。
島 本 町	△	まず、具体案を出していただいた3市の議会に感謝申し上げます。 島本町議会としては、一団体一議席を最低限のスタートラインとしたうえで議論を進める必要があると考えており、いずれの案もその点に関しては配慮いただいたものと認識している。そのうえで、各団体議席数案については大阪狭山市議会の案を、議会経費のうち、報酬額については門真市議会の案を、会議費の削減については八尾市議会の案をベースとして、詳細について今後も議論していくことが望ましいと考える。	△	同左	△	同左
豊 能 町	○	3市議会ともよく考えていただいており、いずれの(案)にも賛成しますが、特に八尾市議会(案)に賛成します。 各市議会(案)について、賛成とした理由は、記載のとおりです。 【意見】 ・堺市、豊中市とも定数が取れており、人口の多い市も定数が取れている。 ・人口を基本要素とし、用水供給量・工業用水供給量を調整要素としており、バランスが良く理にかなっている。 ・定数は多いが、その分民主的である。 ・定数上限の考えを示されている ・日当の全廃・減額、会議室の変更について検討されている。	○	3市議会ともよく考えていただいており、いずれの(案)にも賛成します。 【意見】 ・定数が少ない ・堺市、豊中市とも定数が取れている	○	3市議会ともよく考えていただいており、いずれの(案)にも賛成します 【意見】 ・定数が少ない ・議員報酬の減額について、細かく検討されている。

忠岡町	○	基本的に各市町村に、最低1議席を与えることとしていることは、共感できる。 また、用水供給量を調整要素としないことについても、人口を二重評価することになる点も理解できる。 工業用水供給量においては、堺市と高石市で全体の75%を使用していることから、調整数として堺市に2、高石市に1の配分をすることで、総数52となることも理解できる。 議員報酬についての言及はないが、52人になったとしても、現在の報酬総額を超えないようにしていただきたい。 1議席の格差も改善される点でも現時点では、八尾市議会(案)が妥当であると考えます。	△	基本的に各市町村に最低1議席を与えることとしていることは、共感できる。 人口と用水供給量を調整要素とするのは、人口を二重評価することになると思われる。 議員報酬についての言及はないが、49人になったとしても、現在の報酬総額を超えないようにしていただきたい。 1票の格差の大きい市もあるため、是正できればお願いしたい。	△	基本的に各市町村に最低1議席を与えることとしていることは、共感できる。 議員報酬について、49人になったとしても、現在の報酬総額を超えないように配慮されているので良いと思う。 工業用水供給量の調整があっても良いのではないかと。 堺市と東大阪市以外の市町村が1議席のため人口の多い市では、1票の格差が大きくなっているため、是正できればお願いしたい。
熊取町	○	3市議会の提案とも理にかなったものであり、大変理解できるものであります。 しかしながら、定数を決めていくうえで、提案を選択する必要があることから、本町として、「1票の格差」を重要な判断材料としましたので、八尾市議会のご提案に賛同いたします。 なお、定数増により運営費の増加が見込まれますが、現行の運営費を増やすことなく、1人あたりの議員報酬の削減により対応すべきであると考えます。		3市議会の提案とも理にかなったものであり、大変理解できるものであります。		3市議会の提案とも理にかなったものであり、大変理解できるものであります。
岬町	△	各構成団体に最低1議席を与えることには賛成であるが、本議会の議員定数の上限を61とするのはあまりにも多すぎる。 用水供給量や工水供給量については特段配慮する必要はないと考える。 最低1名がすべて発言することが出来ることと考える。今迄の定数の経緯を考えてもプラス1名程度で充分であると思う。	△	1団体1議席の原則の堅持は賛同出来るが、あまり大規模・小規模団体について配慮する必要はないと考える。 今迄の定数の経緯から考えてプラスも仕方ないと思う。	○	各構成団体から各1名の議員選出は望むものであるが、事業割加算分の7人は多すぎる。堺市3人、東大阪市1人で良いのではと考える。 報酬額については、現予算範囲内で決まった定数で割ればよいと思う。会議をする会場も安価な会場で開催しても良いのではないかと考えます。
河南町	○	・人口、受水量を基に加配する(案)は大規模団体に配慮され、公平性があると思います。 ・用水供給量を要素としないことについては、賛成です。	○	・人口、受水量を基に加配する(案)は大規模団体に配慮され、公平性があると思います。 ・用水供給量を、基本要素とすることについては、八尾市(案)が、良いと思います。	○	・大規模団体に配慮された(案)であることは理解しますが、平成25年5月臨時会議当時の資料であり、その後、平成29年、平成31年に定数、議席配分について見直しをされているように思います。 ・議員報酬(たたき台)については、賛成です。
<ul style="list-style-type: none"> ・堺市以外の加配に該当する団体は、加配を希望されているのかが疑問です。 ・今後において大阪市は構成団体に加入されないのか。定数枠を検討する中で、一考の予知は必要があると思います。 						
千早赤阪村	○	バランス良く出来ていると思う。 これから統合が増えていくときの対応が課題。	△	当議会では、この案にも賛成がありました。 一票の格差が気になりました。	—	

【議員未選出団体】

区分	○△-	八尾市議会(案)	○△-	大阪狭山市議会(案)	○△-	門真市議会(案)
岸和田市	○	どの案も1団体1議席が担保されているため	○	どの案も1団体1議席が担保されているため	○	どの案も1団体1議席が担保されているため
吹田市	○	総定数が他の2案より3人多いという観点から、他の2案を優先したほうが望ましいのではないかと考えます。	○	八尾市議会(案)と同様、用水供給量及び工水供給量が考慮されており、良い案であると考えます。	○	平成25年に、具体的に議員定数及び議員報酬について議論を重ねられた結果を踏まえた案であり、他の2案に難色を示される市議会があっても、この案には賛成されるのではないかと考えます。

泉大津市	○	① 定数の根拠となる考え方に対しては、賛成である。堺市の反対意見に対し、多少なりとも説得力があると感じる。 ② 議会経費については、細目に関し、今後、検討・議論が必要であり、書かれている考え方については否定しないが、白紙の状況でのぞみたい。 議論のたたき台については、企業団議会事務局が討議事項を作成すべきである。	△	① 一団体一議席を前提に、公平性の観点から両市とも議席配分案を提出いただいておりますが、この点は賛同しますが、本市議会は、八尾市議会（案）に賛同するため、両市の配分案は、参考として受け止めさせていただいた。したがって、「△修正できれば賛成できる」にしたところ。 ② なお、企業団議会事務局に対し、3市の具体的配分案やアンケート集計結果を基にして、議席配分事務局案を提示することを要望する。	△	① 一団体一議席を前提に、公平性の観点から両市とも議席配分案を提出いただいておりますが、この点は賛同しますが、本市議会は、八尾市議会（案）に賛同するため、両市の配分案は、参考として受け止めさせていただいた。したがって、「△修正できれば賛成できる」にしたところ。 ② なお、企業団議会事務局に対し、3市の具体的配分案やアンケート集計結果を基にして、議席配分事務局案を提示することを要望する。
貝塚市	△	本市議会としては、全構成団体が議決に参加できるよう「1団体1議席」が基本的な考えですが、合意形成が図れるのであれば、人口や給水量を考慮に入れた議席の追加を拒むものではありません。	△	本市議会としては、全構成団体が議決に参加できるよう「1団体1議席」が基本的な考えですが、合意形成が図れるのであれば、人口や給水量を考慮に入れた議席の追加を拒むものではありません。	△	本市議会としては、全構成団体が議決に参加できるよう「1団体1議席」が基本的な考えですが、合意形成が図れるのであれば、人口や給水量を考慮に入れた議席の追加を拒むものではありません。
松原市	○	1団体1議席が担保されているため賛成できる。なお、堺市の見解等を踏まえて議論が必要であると考えます。	○	1団体1議席が担保されているため賛成できる。なお、堺市の見解等を踏まえて議論が必要であると考えます。	○	1団体1議席が担保されているため賛成できる。なお、堺市の見解等を踏まえて議論が必要であると考えます。
柏原市	○	3議会から示された案については、どの案も1団体1議席を前提とし、事業規模等も考慮されているため賛成いたします。	○	3議会から示された案については、どの案も1団体1議席を前提とし、事業規模等も考慮されているため賛成いたします。	○	3議会から示された案については、どの案も1団体1議席を前提とし、事業規模等も考慮されているため賛成いたします。
門真市	○		○		○	本案は、堺市議会の同意を得ることを念頭に、平成25年の議員定数等調査委員会に提案された「たたき台」を提案させていただきました。 構成団体全て1議席の42議席とすることが最良だとの考えに変わりはありません。 また、八尾市議会、大阪狭山市議会の案については、人口や受水量等について考慮されており、修正することなく賛成できる内容だと考えます。
東大阪市	○	1団体1議席を前提とし、1票の格差も考慮された案であることから、賛成できる。 会議費及び議員報酬の検討にも賛成できる。 ※本市としては3議会の案に対して賛成ではあるが、まず公平性の観点から1団体1議席を前提としている議席配分を正式な場で確定していただきたい。その後、格差是正の観点から用水供給事業、工業用水供給事業の年間給水量を加味した「加配」の検討をしていただきたい。	○	1団体1議席を前提とし、事業規模も考慮された案であることから、賛成できる。 会議費及び議員報酬について検討が必要と考える。 ※本市としては3議会の案に対して賛成ではあるが、まず公平性の観点から1団体1議席を前提としている議席配分を正式な場で確定していただきたい。その後、格差是正の観点から用水供給事業、工業用水供給事業の年間給水量を加味した「加配」の検討をしていただきたい。	○	1団体1議席を前提とし、事業規模も考慮された案であることから、賛成できる。 会議費及び議員報酬の検討にも賛成できる。 ※本市としては3議会の案に対して賛成ではあるが、まず公平性の観点から1団体1議席を前提としている議席配分を正式な場で確定していただきたい。その後、格差是正の観点から用水供給事業、工業用水供給事業の年間給水量を加味した「加配」の検討をしていただきたい。
能勢町	○	議員定数は、各市町村1議席確保することが必要。 議員報酬等の運営経費については、現行予算の範囲内で報酬の見直しが必要。	△	同左	△	同左
田尻町	○	適正な議員定数であると思う。	○	適正な議員定数であると思う。	○	適正な議員定数であると思う。
太子町	◎	★「一団体一議席」を踏まえているので、賛成。 ★過去に「一団体一議席」でまとめかけた時の定数が「49人」。49人を超える定数になってもよければ、3つの（案）のうち、一番「一票の格差」が少ない（茨木市=52.1）八尾市議会（案）に賛成する。	○	★「一団体一議席」を踏まえているので、賛成。	○	★「一団体一議席」を踏まえているので、賛成。 ★49人の場合の議員報酬（たたき台）が（案）として出されている。 この間の議論から、報酬額が増えることは良しとしない意見があった。その点を踏まえ、「一団体一議席」を実現した上で、49人〔大阪狭山市（案）・門真市議会（案）〕でも、52人〔八尾市議会（案）〕でも（さらに定数が増え一票の格差が縮まる案が出たとしても）、門真市議会が提案した、議員に係る経費が増えないよう報酬額を検討することは必要。

3案に対する主な意見

- ① 提示された3案はいずれも一票の格差が大きく、現状を変える理由とはなりえない。(堺市)
- ② 議決権については、構成団体の利害を調整する運営協議会や首長会議で調整が終了した案しか議会に上程されされないと考えることから、現状を変える理由とはなりえない。(堺市)
- ③ 一団体一議席が基本だが、合意ができるならば加配も拒むものではない。(守口市)(河内長野市)(貝塚市)(東大阪市)(門真市)(寝屋川市)(和泉市)
- ④ 一団体一議席を基本に、合理的な根拠に基づく全ての構成団体が納得できる議席数の調整を求める。(泉南市)(高石市)
- ⑤ 一団体一議席を確保(堅持)することが必要。(岸和田市)(柏原市)(藤井寺市)(能勢町)
- ⑥ 一団体一議席には賛成(望ましい。原則とし。)だが現段階で(3案に対する)回答は難しい。(豊中市)(池田市)(茨木市)
- ⑦ 堺市の回答如何。議員定数の見直しについて慎重な市議会がいずれかの案に賛同されたとき、その案が複数ある場合に限り改めて協議する。(阪南市)(松原市)
- ⑧ あまり大規模・小規模団体について配慮する必要はないと考える、用水供給量や工水供給量については特段配慮する必要がない等。(岬町)
- ⑨ いずれの案であってもまとまるのであれば異論はない。(枚方市)
- ⑩ 堺市以外の加配に該当する団体は、加配を希望されているのかが疑問。(河南町)
- ⑪ 今後において大阪市は構成団体に加入されないのか。定数枠を検討する中で、一考の予知は必要があると思う。(河南町)
- ⑫ (八尾市案)30万人をベースに除した配分は定数の公平性や定数配分のバランスから妥当。30万人を超える中核市に2議席の配分がなされていることは良案。(富田林市)
- ⑬ (八尾市案)最も公平性が高い。説得力がある。(泉大津市)(箕面市)
- ⑭ (八尾市案)総定数が過去に決定しかけた49人を超えるが、一票の格差が3案の中で最も少ない。一票の格差が考慮されている。(東大阪市)(太子町)(熊取町)(忠岡町)
- ⑮ (八尾市案)工水において堺市と高石市で全体の75%を使用、その調整として堺市2、高石市1の配分により総数52となることは理解できる。(忠岡町)(富田林市)
- ⑯ (八尾市案)他の2案より総定数が3人多いという観点から他の2案を優先するのが望ましい。(吹田市)
- ⑰ (八尾市案)議員定数の上限を61人と設定するのはあまりにも大きすぎる(ただし、案は52人)。(岬町)
- ⑱ (八尾市案)経費削減の観点から、本市の議席数は1議席でも妥当。(高槻市)
- ⑲ (大阪狭山市案)人口と用水供給量を調整要素とするのは、人口を二重評価することになると思われる。(忠岡町)
- ⑳ (大阪狭山市案)30万人を超える中核市(吹田市、高槻市、枚方市)の配分が1、公平性やバランスから考えると妥当性に欠ける。(富田林市)
- ㉑ (大阪狭山市案)一票の格差が気になる。(千早赤阪村)
- ㉒ (門真市案)平成25年に議論を重ねられた案、他の2案に難色の市議会があっても、この案には賛成されるのではないか。(吹田市)
- ㉓ (門真市案)工水供給量の調整があっても良いのではないか。堺市と東大阪市以外が1議席のため人口の多い市で1票の格差大きい。(忠岡町)
- ㉔ (門真市案)中核市の配分について配慮すべき。(富田林市)
- ㉕ (3市議会案)議席数案については大阪狭山市議会の案、報酬額については門真市議会の案、会議費の削減については八尾市議会の案をベースとして、議論が必要。(島本町)

その他の意見

- ㉖ 議員報酬は無報酬とする交通費も市町村の負担を検討する。(和泉市)
- ㉗ 議員報酬全廃は慎重な判断必要。(四條畷市)
- ㉘ 議会経費、議員報酬はこれまでの総額を上回らないこと。(河内長野市)(阪南市)(四條畷市)(交野市)(羽曳野市)(能勢町)(太子町)(熊取町)(岬町)
- ㉙ 議場はホテル等での開催ではなく、可能な限り経費を抑えることが必要。(河内長野市)(四條畷市)(岬町)
- ㉚ 議会経費、会議費について議論すべき。(泉佐野市)
- ㉛ 3市議会の案を元に企業団議会事務局が議論のたたき台となる配分(案)を作成すべき。(泉大津市)

議員定数等調査委員会における協議項目及び協議方法について

（協議項目）

1. 議員定数、定数配分のあり方について
（議員定数については、企業団規約事項であり全構成団体議会の議決事項）

2. 議員報酬などの議会運営に係る経費について
（議員報酬等の議会運営経費については、企業団議会の議決事項）

（協議の方法）

3. 協議結果の取りまとめの方法について
（構成団体全議会の意見の一致を基本とする。）

4. 理事者への出席要請について
（委員等から申し出があれば会議に諮って委員長が出席要請を行う）

5. 会議は公開する。

議員定数等調査委員会への出席要請 について

1. 内容

企業団議会の議員定数の検討・協議については、全構成市町村議会の意見を聴取し、集約する必要がある。

このため、議員定数を検討・協議するについては、「大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程」第7条に基づき、企業団議会議員が欠席する場合には選出市町村議会から代理の議員に出席を要請するとともに、未選出団体の議会議員にも出席を要請することとする。

2. 対象とする会議

議員定数を検討・協議するために開催する議員定数等調査委員会等

3. 対象者

(代理議員)

- ・企業団議会議員の欠席に伴い、選出市町村議会から代わって出席された議員
(企業団担当議員)
- ・企業団議会議員を選出していない市町村議会から代表して出席された議員

4. 選出方法

対象者の選出方法は、市町村議会において任意の方法による。

5. 役割

議長(委員長)からの要請により出席した議員は、議会意思の合意形成に資するために質疑応答、意思表示等を行うことができる。

なお、議長(委員長)が企業団議会議員に限り意思確認を行うことを宣告した事項については、意思表示をすることはできない。

6. 報酬

報酬は支給されない。交通費相当額のみ支給する。

災害補償制度は適用されない。

7. 適用期間

令和4年6月末日 まで。

○大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程

平成 25 年 5 月 24 日大阪広域水道企業団議会規程第 1 号

大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪広域水道企業団議会会議規則（平成 23 年大阪広域水道企業団議会規則第 1 号）第 116 条第 2 項の規定に基づき、大阪広域水道企業団議会議員定数等調査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議又は調整に関する事項)

第 2 条 委員会は、企業団の議会の議員の定数やその配分のあり方等について調査、検討、協議を行う。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員長は議長の職にある者を、副委員長は副議長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 3 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(議事整理及び秩序保持)

第 4 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員の定数の半数以上の者から、協議又は調整すべき事件を示して招集の要求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第 6 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(傍聴の取扱い)

第 8 条 傍聴人については、委員長が会議に諮って決める。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人を退場させることができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴の取扱いは、大阪広域水道企業団議会傍聴規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第2号）に準じて行う。

（記録）

第9条 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を議会事務局職員に作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会で協議して別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。